

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業荒木地区（区画整理事業）の換地計画を令和二年十二月三日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 縦覧期間

令和二年十二月十日から令和三年一月十四日まで

#### 二 縦覧場所

行田市役所